

令和8年（2026年）1月公表分

【業務上のミス等：12件】

書類等の誤交付・誤送付・誤送信	2件
書類等の誤記載	1件
誤払い・誤振込	2件
誤請求・誤徴収	2件
処理の誤り	5件

(1) 書類等の誤交付・誤送付・誤送信

	概要	担当
1	<p>(概要) 介護保険料の過誤納金の還付通知書及び還付請求書を送付する際、被保険者Aと被保険者Bの還付請求書を入れ違えて送付したもの</p> <p>(原因) 処理手順の不備・不徹底、確認不足</p> <p>(対策) 封入封緘時の確認作業を見直し、具体的な手順をマニュアルへ反映することで再発を防止します。</p>	<p>国保年金課 電話 096-328-2270</p>
2	<p>(概要) 職員採用試験（秋試験（障がい者対象））の二次試験結果発表の際、受験者Aのマイページ（利用者閲覧画面）に、誤って受験者Bの試験結果票を表示させたもの</p> <p>(原因) 処理手順の不備、確認不足</p> <p>(対策) 詳細な処理手順を手順書（チェックリスト）に記載し送付前の内容確認を徹底するとともに、事務処理ミスが起きにくい事務フローに見直しを行い、再発を防止します。</p>	<p>人事委員会事務局 電話 096-328-2939</p>

(2) 書類等の誤記載

	概要	担当
1	<p>(概要) 施設設置届に係る事務において、事業者に対し誤った事業所名を記載した「実施制限期間短縮通知書」を送付したもの <件数 1件></p> <p>(原因) 確認不足、処理手順の不備</p> <p>(対策) 事務処理作業手順の見直し及び確認箇所の明確化を行い、確認を徹底することで再発を防止します。</p>	<p>上下水道局水再生課 電話 096-381-6340</p>

(3) 誤払い・誤振込

	概要	担当
1	<p>(概要) 医療費償還請求書の洗い出し調査を実施したところ、こども医療費6件、ひとり親医療費3件、合計9件の誤払いが新たに判明したもの <【こども医療費】 過大支給件数 3件 過大支給額 11,870円 過少支給件数 3件 過少支給額 5,300円 【ひとり親医療費】 過大支給件数 3件 過大支給額 6,966円></p> <p>(原因) 確認不足</p> <p>(対策) これまでに公表した医療費償還請求に係る事務処理ミスに対する再発防止策（添付書類の確認方法や受付時の対応フローの見直し等）を事務処理に確実に反映し実施することで、再発を防止します。</p>	<p>こども支援課 電話 096-328-2158 業務支援課 電話 096-328-2127</p>
2	<p>(概要) 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（宅配ボックス導入補助金）において、当該補助要件を満たしていない者に対して補助金を誤支給したもの <対象者 1名 過大支給額 5,000円></p> <p>(原因) 確認不足</p> <p>(対策) 審査用チェックリストや研修内容、申請書の見直し等を行うとともに、定期的な審査の仕組みを点検することで再発を防止します。</p>	<p>脱炭素戦略課 電話 096-328-2355</p>

(4) 誤請求・誤徴収

	概要	担当
1	<p>(概要) 証明書発行手数料の徴収漏れ <件数 1件 徴収漏れ額 300円></p> <p>(原因) 処理手順の不備・不徹底、知識不足</p> <p>(対策) 詳細な処理手順を整理しチェックシートを作成するとともに、担当者への研修を実施し、チェックシートによる確認を徹底します。</p>	<p>農業委員会事務局 北区分室 電話 096-272-6908</p>
2	<p>(概要) 学校施設使用料徴収手続きにおける財務会計システム（調定書）の請求金額入力誤りによる誤徴収 <対象者 1団体 過大徴収額 4,000円></p> <p>(原因) 確認不足</p> <p>(対策) 調定書発行前のプレビュー画面と申請書との照合作業で声出し・指さし確認を徹底します。また、管理職研修等を通じて決裁ラインのチェック体制を強化します。</p>	<p>力合中学校 電話 096-358-6454 教育政策課 電話 096-328-2704</p>

(5) 処理の誤り

	概要	担当
1	<p>(概要) 地域包括支援センターにおいて、遺族の求めに応じて、情報開示手続きを経ずに支援経過記録の写しを提供したことにより、支援に関わった介護関係者の氏名などが漏洩したもの</p> <p>(原因) 処理手順の不備</p> <p>(対策) 地域包括支援センター職員向けに情報開示の相談等があった際の対応マニュアルを整備し、定期的な研修を実施することで再発を防止します。</p>	<p>高齢福祉課 電話 096-328-2963</p>
2	<p>(概要) 児童入所施設措置費等国庫負担金の算出誤りにより複数年度にわたり過大請求していたことが判明し、国へ負担金の返還を行うこととなったもの <返還額 675,900円> ※返還対象年度 令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）</p> <p>(原因) 処理手順の不備、認識不足</p> <p>(対策) 注意事項を引継書に記載するとともに、チェックリストを作成し、注意事項の引継の徹底と、決裁時のチェック体制を強化します。</p>	<p>こども家庭福祉課 電話 096-366-3030</p>
3	<p>(概要) 時効の起算点を誤認識したことにより、生活保護受給中の遺産相続に係る徴収金請求権の消滅時効が成立してしまったもの <対象件数 1件 対象金額 774,662円></p> <p>(原因) 認識不足、処理の進捗確認不足</p> <p>(対策) 債権管理に関する課内研修を実施します。また、事案発覚時点での進捗管理表への入力を徹底し、時効までの日数が表示されるよう進捗管理表を改善して可視化を図り、チェック体制を整えることで再発防止に努めます。</p>	<p>東区役所保護課 電話 096-367-9129</p>
4	<p>(概要) 外国人住民に係る在留資格等の更新処理漏れにより、一部に児童手当の支給遅延を発生させたもの <対象者 2名> ※児童手当支給遅延影響対象者は1名</p> <p>(原因) 処理手順の不備</p> <p>(対策) 出入国在留管理庁通知の各処理段階における処理者の役割を明確化し、処理手順の詳細を記載した作業手順書を整備します。</p>	<p>南区役所区民課 電話 096-357-4126</p>
5	<p>(概要) 土地賃貸借契約に係る印紙税の誤納付 <対象契約件数 85件（契約相手方 45名） 過大納付件数 73件 過大納付額 22,000円 未納付件数 12件 未納付額 7,200円（過怠税含む）> ※令和3年（2021年）4月1日～令和7年（2025年）12月26日分</p> <p>(原因) 知識不足、認識不足</p> <p>(対策) 土地賃貸借契約における印紙税取り扱いの注意事項を整理し局内に研修等で周知するとともに、契約事務チェックリストに該当欄を追加し確認を徹底します。</p>	<p>上下水道局総務課 電話 096-381-4063</p> <p>【関係課】 上下水道局計画調整課 上下水道局下水道整備課 上下水道局水道維持課 上下水道局下水道維持課</p>